私

(火曜日・金曜日)

	目		次								
規	則									ページ	
0	高知県訓練	手当	支給規	則の一	部を改	正す	る規	則		1	
告	示										
\subset	基本測量の	実施	の通知	1		(用地	対策	課)	2	
\subset	公共測量の	実施	の通知	1 (4件)	(")	2	
C	公共測量の	終了	の通知	1 (2件	1)	(")	3	
С	高知県収入	.証紙	売りさ	ばき人	の住所	の					
変更の届出 (会計管理課)										3	
公	告										
С	土地改良区	の役	:員の就	退任		(農業	基盤	課)	3	
高知	県公安委員	会告	示								
С	警備員指導	教育	責任者	講習の	実施					3	
高知	県選挙管理	委員	会告示	÷							
0	条例の制定	三又に	は改廃の	の請求及	及び県の	の事	務の	執行り	こ関		
	し、監査の	請求	をする	場合の	選挙権	を有	する	者の	総数		
	の50分の 1						3 •		• /	4	
0	高知県議会	の解	散の請	求及び	知事等	の解	職の	請求	をす	•	
	る場合の選	挙権	を有す	る者の	必要な	:数〈	[]]		\rangle	4	
0	高知県議会	議員	の解職	め請求	をする	場合	の各	選挙	区に		
	おける選挙	権を	有する	者の総	数の3	分の	10	数			
						<	(II		\rangle	4	
			規			則					
	· 4- 1日 31144-1		~ A TO D.	المصاد	عد عا. 	·	TO 0.		_),-	n 	
	知県訓練手	当文	. 給規則]の一部	を改止	する	規則	をこ	こに	公布す	
る。	A = - 0 = -										
	令和6年3	月15	日			.,	,	٠	_		

高知県知事 濵田 省司

高知県規則第9号

高知県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

高知県訓練手当支給規則(昭和50年高知県規則第36号)の一部 を次のように改正する。

第9条第1項中「「県内認定申請書」という。)」を「「県内 認定申請書」という。) 並びに知事が別に定める様式による個人 番号確認票(以下この項において「個人番号確認票」とい う。)」に、「「県外認定申請書」という。)」を「「県外認定 申請書」という。)並びに個人番号確認票」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

一亏你。	1 (弗)	1 采)													
			訓	練手当	受給	資格語	認定を	申請書	Ė			_	_		
高知県	高知県知事 様									年	月		Ħ		
ledves	10,000		150					申	請者氏	名					
訓練习	手当のラ	支給を受けた	いので、次の	りとおり	申請	うしま	す。								
①申請する手当の種類				基本手当				受講	受講手当			寄宿手当			
②申請 者記 入欄	(1)	ふりがな 氏名	(2) 生年月日、年齢及び性別						(月 月 ・	日女		
	(3)	住所又は居	高知県			市 郡			町 村		番垣	也		方	
	(4)	寄宿の事実	有	•	無 (5) 寄宿開始年月日			6年月日		左	E	月	日		
	(6)	寄宿前の住													
	(7)	扶養親族に関する事項(寄宿手当を申請する場合にのみ記入してください。)													
	家の沢	氏	申請者と の続柄		年齢		扶無	扶養の有 同居又 無 別居の							
						歳		有・無 同・別		[1]					
							歳	有	す・無	同・別	il]				
							歳	有	す・無	同・別	il]				
							歳	1	す・無	同・別	[]				
※ ③県確	(1)	訓練の種別	公共職業訓練 求職者支援訓練						職場適応訓練						
認欄	(2)	訓練期間	年 月 日から							年		1	日音	まで	
	(3)	訓練科													
	(4)	訓練の受講													
	(5)	雇用保険基 受給資格の	有 · 無												
		種類	雇用係 の規定 ア る基本 又は修	ミによ ミチ当	イ	の規る日	の規定によ る日雇労働 ウ 定による 主当法 で 定による			家公務員 手当法の による退 当	規	ク エ す 団	からのは)に 也方 が支 終	当 公共
		有無	有 •	無	7	有	• <u></u>	₩.	有	• 無		有	•	無	É
	(6)	沖縄振興特	核当の有			有 •				無					
	(7)	雇用保険法 時金の受給		による特例— 給年月日 有(年 月					E	1)		無			
上記の			練を受講して	こいるこ	ことを	証明	しま	す。							
		F 月 川練を行う施	日 設(公共職業	美安定 原	斤) の	所在	地及	び名	称						

職業訓練を行う施設(公共職業安定所)の長の職・氏名 注 1 ②欄は、必要な事項を記入し、又は該当するものを○で囲んでください。 印

2 ※印欄は、記入しないでください。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

-----_____

高知県告示第127号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨 の通知を令和6年2月20日に受けたので、測量法(昭和24年法律 第188号) 第14条第3項の規定により告示する。

令和6年3月15日

高知県知事 濵田 省司

1 作業種類

基本測量 (空中写真撮影)

2 作業期間

令和6年4月19日から令和7年3月31日まで

3 作業地域

安芸市、南国市、香南市、香美市並びに長岡郡本山町及び大 豊町

高知県告示第128号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公 共測量を実施する旨の通知を令和6年2月8日に受けたので、測 量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14 条第3項の規定により告示する。

令和6年3月15日

高知県知事 濵田 省司

1 作業種類

公共測量 (基準点測量)

2 作業期間

令和6年2月8日から同月29日まで

3 作業地域

南国市岡豊町地区

高知県告示第129号

高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から次のとおり公 共測量を実施する旨の通知を令和6年2月20日に受けたので、測 量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14 条第3項の規定により告示する。

令和6年3月15日

高知県知事 濵田 省司

1 作業種類

公共測量 (路線測量)

2 作業期間

令和6年2月26日から同年3月20日まで

3 作業地域

室戸市羽根町甲

高知県告示第130号

高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から次のとおり公 共測量を実施する旨の通知を令和6年2月22日に受けたので、測 量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14 条第3項の規定により告示する。

令和6年3月15日

高知県知事 濵田 省司

1 作業種類

公共測量(基準点測量、現地測量、路線測量)

2 作業期間

令和6年2月26日から同月29日まで

3 作業地域

安芸郡奈半利町乙

高知県告示第131号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公 共測量を実施する旨の通知を令和6年2月29日に受けたので、測 量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14 条第3項の規定により告示する。

令和6年3月15日

高知県知事 濵田 省司

1 作業種類

公共測量 (3級基準点測量)

2 作業期間

会和6年2月26日から同年3月29日まで

3 作業地域

土佐国道事務所管内国道33号(高岡郡越知町越知字北谷川ノ 北地)

高知県告示第132号

高知県農業振興部幡多農業振興センター所長から令和5年6月 高知県告示第334号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が令和6年1月31日に終わった旨の通知があったので、測量法 (昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年3月15日

高知県知事 濵田 省司

高知県告示第133号

高知県土木部中央東土木事務所本山事務所長から令和5年10月高知県告示第691号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が令和6年2月8日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年3月15日

高知県知事 濵田 省司

高知県告示第134号

高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第8条の規定により売りさばき人の住所の変更について届出があっ

たので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月15日

高知県知事 濵田 省司

1 売りさばき人の住所及び氏名

(変更前) 吾川郡いの町枝川2889-6

山下 吉則

(変更後) 高知市河ノ瀬町167 竹田ビル1階

山下 吉則

2 変更年月日

令和3年6月9日

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、中土佐町久礼土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和6年3月15日

高知県知事 濵田 省司

所

役名 氏名 住

(退任)

理事 山﨑 正明 高岡郡中土佐町久礼4601番地 5

監事 政岡 博志 " " " 2416番地
" 出来 由美 " " 上ノ加江538番地 2

(就任)

理事 出来 由美 高岡郡中土佐町上ノ加江538番地2

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第5号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

令和6年3月15日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第4号に規定する警備業務(以下「4号業務」という。)

(2) 種別

ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下

「講習規則」という。)第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)

イ 講習規則第6条第1項の講習(以下「追加取得講習」という。)

(3) 実施期日

ア 新規取得講習

令和6年5月21日(火)から同月29日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の7日間

イ 追加取得講習

令和6年5月27日(月)から同月29日までの3日間

(4) 実施場所

吾川郡いの町天王北一丁目14番地 高知県立高知青少年の家

2 受講者定員

受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの 種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。

- (1) 新規取得講習 25人
- (2) 追加取得講習 5人
- 3 受講資格者
- (1) 新規取得講習

受講申込み時において、最近5年間に4号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 追加取得講習

受講申込み時において、4号業務以外の警備業務の区分に 係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)に該当 するものとする。

- 4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法
- (1) 受講希望の事前申込方法

ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会(高知市本町二丁目3番31号LSビル3階。以下「高知県警備業協会」という。)で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書(以下「申込書」という。)により事前申込みを行うこと。

イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ (ファクシミリ番号088-871-4760) により行う。

ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。

(2) 事前申込みの受付期間

ア 令和6年4月15日(月)及び16日(火)の午前9時から 午後4時までの間とする。

イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。 なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファ က

クシミリの表示時間によって行う。

(3) 受講予定者の確定方法

ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。

- イ 受講予定者に確定した受講希望者には、令和6年4月17日(水)に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。
- ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書(以下「受講申込確認書」という。)の交付を受けること。
- 5 受講申込手続

受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。

(1) 受講申込書等の提出期間

令和6年4月22日(月)から同月24日(水)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。

(2) 受講申込書等の提出先

高知県内に住所を有する者にあっては住所地を管轄する 警察署とし、高知県外に住所を有する者にあっては高知県 内の最寄りの警察署とする。

- (3) 提出書類
- ア 受講申込書(講習規則第4条第1項に規定する別記様 式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込 みの手続を行う者の写真(受講申込書の提出前6月以内 に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真)を貼り付けた もの) 1 通
- イ 4 号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを 疎明する警備業者等の作成に係る書面及び履歴書 1 通 ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあっては、交付 を受けている資格者証等の写し 1 通
- 工 受講申込確認書 1 通
- (4) 受講申込書等の提出方法

受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。

なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。

6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法

講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあっては34,000円、追加取得講習にあっては10,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習の委託

講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。

8 講習に関する問い合わせ先

- (1) 高知県警備業協会 (電話番号088-824-3404)
- (2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電 話番号088-826-0110内線3022、3024) 又は県内の各警察署 警備業担当係

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づ く高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規 定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50 分の1の数は、11,629人である。

令和6年3月5日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、163,573人である。

令和6年3月5日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定に基づ く高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における 選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和6年3月5日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知市選挙区	89,969人
室戸市・東洋町選挙区	4,197人
安芸市・芸西村選挙区	5,685人
南国市選挙区	12,940人
土佐市選挙区	7,338人
須崎市選挙区	5,642人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,251人
土佐清水市選挙区	3,616人
四万十市選挙区	9,179人
香南市選挙区	9,211人
香美市選挙区	7,158人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	2,885人

長岡郡・土佐郡選挙区3,012人吾川郡選挙区7,610人中土佐町・檮原町・津野町・四万十町選挙区8,781人佐川町・越知町・日高村選挙区6,359人黒潮町選挙区2,983人

4